

第66号議案

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定の件

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年加東
市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の右に「介護支援専門員であって、」を
加え、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「者をいう。」
を「もの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」とい
う。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごと
に、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了
している者に限る。）をいう。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省
令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。
以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任
介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の加東市地域包括支援センターの人員及
び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第3号の規定

により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）については、新条例第2条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により新条例第2条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 平成26年度以前修了者が平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前3項の規定は適用せず、その者に対する新条例第2条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成24年度及び平成25年度に修了した者	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規

	<p>定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</p>
<p>平成26年度に修了した者</p>	<p>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの</p>

第66号議案 要旨

加東市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年省令第48号。以下「省令」という。）が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

主任介護支援専門員の定義に、主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過した者にあつては、省令に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限ることの要件を加えること。（第2条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(職員の配置基準)</p> <p>第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（_____介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の68第1項</u>_____に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の配置基準)</p> <p>第2条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の68第1項第1号</u></u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した<u>もの</u>（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>）をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>